

計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程
(計量法登録) 改正要旨

平成27年1月14日
認定センター 計量認定課

1. 変更内容

- (1) 別表第3の区分「粘度」の「計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質」に「細管式粘度校正装置に付属する周波数標準器」を追加し、校正等の期間を5年と定める。
- (2) 別表第3中、「長さ」の「計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質」の「標準尺であって拡張不確かさ($k=2$)が1 000 mm 相当で2 μm を超えないもの」を「標準尺であって拡張不確かさ(信頼の水準約 95 %)が1 000 mm 相当で2 μm を超えないもの」に変更。
- (3) 別表第3中、「振動加速度」の「計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質」に「振動加速度測定装置等校正用の周波数標準器、周波数発生器、周波数測定器、直流電圧発生装置、直流電圧測定装置、交流電圧発生装置、交流電圧測定装置、交流電荷増幅器、キャパシタ、キャパシタンス測定装置及び633 nm 実用波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置」を追加し、校正等の期間を規定するとともに、同「計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質」の「レーザ干渉式振動測定装置」を削除。

2. 変更理由

- (1) 「粘度」の区分における常用参照標準として使用される「細管式粘度校正装置に付属する周波数標準器」の校正等の期間について、計量法施行規則第九十三条ただし書の規定に基づき、規定するため。
- (2) 「長さ」の区分における常用参照標準の拡張不確かさを信頼の水準 95 %に対応した規定とするため。
- (3) 「振動加速度」の区分における常用参照標準として使用される「振動加速度測定装置等校正用の周波数標準器、周波数発生器、周波数測定器、直流電圧発生装置、直流電圧測定装置、交流電圧発生装置、交流電圧測定装置、交流電荷増幅器、キャパシタ、キャパシタンス測定装置及び633 nm 実用波長安定化ヘリウムネオンレーザ装置」の校正等の期間について規定するとともに、同区分の常用参照標準の「レーザ干渉式振動測定装置」を削除するため。

以上